

資料編

西原町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における次世代育成支援対策について協議するために設置する西原町次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 次世代育成支援計画の策定のための基本的事項の検討に関すること。
- (2) 次世代育成支援計画に基づく処置の実施に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者又は団体から町長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 沖縄県南部福祉保健所副所長
- (4) 沖縄県南部福祉保健所地域保健課長
- (5) 民生委員・児童委員協議会代表
- (6) 子ども会育成連絡協議会代表
- (7) 社会福祉協議会事務局長
- (8) 児童館ファミリークラブ代表
- (9) 認可保育園代表
- (10) 幼稚園副園長代表
- (11) 公立保育所所長代表
- (12) 児童館主任児童厚生員代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要と認めるときは委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 特定の事項を調査研究させるため、協議会に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員は、総務課長、企画財政課長、福祉課長、健康衛生課長、産業課長、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長を福祉課長とし、副部会長は、部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会における調査研究に関する経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 協議会及び部会における庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この規則の施行の後最初に開かれる協議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

西原町次世代育成支援対策地域協議会名簿

区 分	氏 名	役 職
医師	玉那覇 榮一	会長
学識経験者	砂川 恵正	
沖縄県南部福祉保健所地域保健課長	仲間 ヨシ子	
沖縄県南部福祉保健所副所長	嶺井 信子	副会長
民生委員・児童委員協議会代表	仲宗根 好美	
子ども会育成連絡協議会代表	大城 しま子	
社会福祉協議会・事務局長	澤岷 吉照	
児童館ファミリークラブ代表	城間 佳美	
認可保育園代表	喜納 立宜	
幼稚園副園長代表	新里 伸子	
公立保育所所長代表	添盛 初子	
児童館主任児童厚生員代表	新川 千都世	

作業部会委員名簿

総務課長	上間 明(平成16年11月まで) 稲福 政昌(平成16年12月～)
企画財政課長	城間 正一(平成16年11月まで) 平良 昌二(平成16年12月～)
福祉課長	寄川 美智子
健康衛生課長	長嶺 房子
産業課長	平良 正行
教育総務課長	糸数 善昭
学校教育課長	内間 安延
生涯学習課長	呉屋 清

特定14事業の説明

(1) 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育（派遣型））

《事業概要》

保護者の仕事の都合などで「病気回復期」にある子どもの世話が家庭で難しい場合に、保育園等の余裕スペースや自宅に看護師・保育士等を派遣し、保育する。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

《事業概要》

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員登録し、相互援助活動を行う。

- 保育所・幼稚園等の開始前や終了後に子どもを預かること。
- 保育所・幼稚園まで、子どもを送迎すること。
- 放課後などにおける児童健全育成活動の終了後、子どもを預かること。
- 保護者の急用（傷病、看護、冠婚葬祭）などのため、少しの間、子どもを預かること。
- 会員の仕事と子育ての両立を図るために、援助を必要とする時に子どもを預かること。
- その他、会員が育児疲れのリフレッシュなど子育てを離れて自分自身の時間を持つため援助を必要とする時に子どもを預かること。

設置基準：①原則人口5万人の市町村（近隣市町村で設置する場合でも同じ）
②民法第34条の規定による公益法人への委託
③会員数300人以上。または、設立後300人以上見込まれる場合

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

《事業概要》

両親が共働き等で放課後に保護者がいない家庭の小学校低学年の児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇期間の安全確保と健全育成を目的に、集団保育を実施する。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

《事業概要》

保護者が病気、出産、出張などの事由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった際、原則7日間以内の期間児童福祉施設で児童を養育する。

(5) 子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)

《事業概要》

保護者が仕事などのやむを得ない理由で恒常的に帰宅が遅くなる際、夕方から夜間にかけて児童福祉施設で児童を養育する。

(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育(施設型))

《事業概要》

保護者の仕事の都合などで「病気回復期」にある子どもの世話が家庭で難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で保育する。

(7) 一時保育事業

《事業概要》

平日保護者の急な病気や用事などで緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所(園)で保育する。

(8) 特定保育事業

《事業概要》

パートの増大など保護者の就労形態の多様化に伴い、未就学児を対象に週2～3日程度または午前か午後のみなど、必要に応じて一定の日数や時間保育所(園)で保育する。

(9) つどいの広場事業

《事業概要》

公民館や商店街の空き店舗等で子育て中の親が気軽につどい、子育て親子の交流や子育て・悩み相談を行う。

(10) 地域子育て支援センター事業

《事業概要》

保育士や保健師を配置し育児の悩みや子育てに関する相談指導を行う。また、子育てサークル等の育成・支援やベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

(11) 通常保育事業

《事業概要》

昼間保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育所（園）で保育する。開所時間はおおむね11時間。

(12) 延長保育事業

《事業概要》

保護者の仕事等の都合により、児童が通常の保育時間を超えて保育を必要とする場合保育所（園）で保育する。

(13) 休日保育事業

《事業概要》

日曜・祝日に保護者の勤務等により、児童が保育を必要とする場合保育所（園）で保育する。

(14) 夜間保育事業

《事業概要》

夜間・保護者の就労等により保育を必要とする児童を保育所（園）で保育する。

西原町次世代育成支援行動計画

発行年月日 平成17年3月
発行 西原町
企画・編集 西原町役場 福祉課
〒903 - 0102
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅 1 1 2 番地
TEL 098-945-5311
FAX 098-944-6551
西原町ホームページアドレス
<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>
